

京都市疏水の水の使用に関する条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年4月28日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第1号

京都市疏水の水の使用に関する条例施行規程の一部を改正する規程

第1号様式から第5号様式までの規定中「。記名押印又は署名」及び「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、管理者が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(上下水道局水道部疏水事務所)